

議員提出決議案第2号

圓谷年雄議員に対する議員辞職勧告決議について

須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、議員辞職勧告決議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月1日

提出者	須賀川市議会議員	森	新 男
賛成者	同	広	瀬 吉 彦
同	同	生	田 目 進
同	同	大	越 彰
同	同	水	野 敏 夫

須賀川市議会議長 鈴木忠夫様

圓谷年雄議員に対する議員辞職勧告決議

市議会議員は、市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の進展と市民のしあわせ実現に努めなければならない。

これまで本市議会は圓谷年雄議員に対して、3度にわたり議員辞職勧告を決議してきたところである。

しかしながら、圓谷年雄議員は、議員を辞めることだけが責任の取り方ではないとして議員を未だ辞職していない。

こうした圓谷年雄議員の一連の言動は、議会の決定を著しく軽視するものであり、飲酒運転をした議員が、議員を居座り続けている事実が、市議会はもとより、市政全体への不信につながりつつあることは誠に由々しき事態であり、何よりも係る事態を黙認しているとして善良な市民の皆様に対してまでも批判の目が向けられつつあり、極めて深刻な状況である。

我々は、何度でも訴え続ける。

在職中に飲酒運転をしたことは言語道断であり、そうした人間がそのまま市議会議員を続けるべきではない。

自分自身が、本当に心から市民の信頼を回復したいのであれば、少なくとも信頼を回復するまでの間は、自ら議員の身分を返上し、市民の血税からの議員報酬を受けるべきではない。

一議員の信頼回復のために大切な市民の血税を使うべきではない。

市議会議員として、議会を軽視したこのような行為、言動は市民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであり、政治的・道義的責任は免れず、市民感情からして許されるものではない。

よって須賀川市議会は、良識を持った議会運営を図るため、あらためて圓谷年雄議員に対して自身の置かれている状況をもう一度熟考し、自らの意思により議員を辞職するよう強く求めるためここに決議する。

平成24年3月 日

須賀川市議会